

市県民税の申告 所得税の確定申告は正しくお早めに

申告期間 2月18日(月)～3月17日(月) (土曜・日曜は除く)

市役所税務課では、平成20年度(平成19年分所得)の市・県民税申告および平成19年分の所得税確定申告の相談および申告書の受付を次の日程で行います。

●市県民税の申告の受付日程

場 所	日 時
五條市役所 本庁 税務課	2月18日(月)～3月17日(月) (土・日曜日は除く) 午前8時30分 ～午後5時15分
西吉野支所 住 民 課	
大塔支所 住民厚生課	

■ 市・県民税の申告が必要な人

平成20年1月1日現在、五條市に居住があり、平成19年中に所得があった場合で、次の人は市・県民税の申告が必要です。

- 事業所得などがあった人・・・営業等・農業・不動産所得などの所得があった人。
 - 給与所得があった人・・・①勤務先から給与支払報告書が五條市役所に提出がない人。
(日雇、パート、アルバイトなどで働いている人)
②給与所得以外の所得(営業、農業、不動産、年金)があった人。
 - 公的年金等を受けた人・・・医療費、社会保険料、扶養などの控除を受けようとする人。
- ※上記の人で、税務署に確定申告をする場合は、市県民税の申告は必要ありません。

●所得税確定申告の相談会場日程

会 場	場 所	日 時
五 條 会 場	五條市 市民会館 (3階会議室)	2月25日(月)～3月17日(月) (土・日曜日は除く) ※上記の期間中、税務署員や税理士 が相談を受ける日程は、2月25 日(月)～2月29日(金)です。
西吉野 会 場	市役所 西吉野支所	2月27日(水)
大 塔 会 場	市役所 大 塔支所	2月25日(月)、2月29日(金)

▽午前の部
午前10時～正午
(受付：午前9時～11時30分)
▽午後の部
午後1時～3時30分
(受付：午後0時30分～3時)
※混雑時には受付を早く終了することがあります。

※五條会場の期間が、昨年と異なりますのでご注意ください。

※不動産、株式などを売却した時の譲渡所得(分離課税)、贈与税、相続税の相談は行いません。

※相談者が多数の場合は、早めに受付を終了することがありますのでご了承ください。

※申告期間中、作成済みの申告書であれば、市役所税務課窓口でも提出できます。

■ 所得税の確定申告が必要な人

- 事業所得(営業等・農業)・不動産・一時所得などがある人
平成19年中の「所得金額の合計額」から「基礎控除その他の所得控除の合計額」を差し引き、その金額に基づいて「計算した税額」が「配当控除額」などを差し引いて残額のある人。
- サラリーマン・パート・アルバイトなどの給与所得者で次に当てはまる人
 - ・ 給与収入が2,000万円を超える人
 - ・ 年末調整された給与所得や退職所得以外の各種所得金額が20万円を超える人
- 公的年金等を2か所以上からもらっている人
公的年金等を2か所以上からもらっていて、それぞれの公的年金等受給額を合算して計算した結果、所得税を納めなければならない人、または還付がある人。